

筑紫野市特定個人情報の安全管理に関する基本方針

令和6年2月策定

本方針は、筑紫野市における個人番号をその内容に含む個人情報(以下「特定個人情報」という。)の適正な取扱いを確保するために策定します。

1 特定個人情報の保護に関する考え方

筑紫野市では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び「筑紫野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」(平成27年筑紫野市条例第31号。以下「番号条例」という。)に定められた事務において特定個人情報を取り扱います。

番号法及び番号条例では、特定個人情報の利用範囲を限定する等より厳格な保護措置を定めていることから、筑紫野市特定個人情報等取扱規程を整備し、職員等に遵守させる等の措置を講じ、適正に特定個人情報を取り扱います。

2 特定個人情報の保護方針

特定個人情報を扱う全ての事務において、次のとおり特定個人情報を適正に取り扱います。

(法令遵守)

(1) 特定個人情報の適正な取扱いに関する法令等※を遵守します。

※法令等には次のものを含む。

- ・ 番号法
- ・ 番号条例
- ・ 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)
- ・ 筑紫野市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年筑紫野市条例第12号)
- ・ 筑紫野市個人情報の保護に関する法律等の施行に関する規則(令和4年筑紫野市規則第22号)
- ・ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)(平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号)
- ・ 筑紫野市情報セキュリティポリシー(平成31年4月)

(安全管理措置)

(2) 特定個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講じます。

(適正な収集、保管、利用、廃棄及び目的外利用の禁止)

(3) 特定個人情報は、番号法に定められた事務のうち、あらかじめ本人に通知した利用目的の達成に必要な範囲内で適正に利用、収集、保管及び提供をします。目的外利用

を防止するための措置を講じるとともに、不要となった特定個人情報速やかに廃棄します。

(委託及び再委託)

- (4) 特定個人情報を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先(再委託先を含む。)において、番号法に基づき市自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行います。

(継続的改善)

- (5) 筑紫野市特定個人情報等取扱規程を適宜見直し、その改善に努めます。